

社会福祉法人浜松児童福祉園
役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人浜松児童福祉園の役員等の報酬及び実費弁償について定めるものとする。

(定義)

第2条 本規程でいう役員等とは、理事長・理事・監事・評議員（評議員選任・解任委員を含む）・苦情解決第三者委員とする。

2 本規程でいう報酬とは職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。

3 本規程でいう実費とは職務執行に伴い発生する交通費等であり、報酬とは明確に区別されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 役員等が会議の出席や法人業務の執行を行う場合、別表により報酬を支給する。また出張について報酬及び実費弁償を別表により支給する。別表の各項の報酬は源泉徴収後の金額とする。

2 この法人の全理事の報酬総額は、年間30万円以内とする。

3 この法人の全監事の報酬総額は、年間10万円以内とする。

4 評議員には定款第8条で定める金額の範囲内で報酬を支給する。

5 出張により必要があれば事前に報酬及び実費の概算額を支給し、事後に精算することができる。

(適用除外)

第4条 施設の常勤職員を兼ねる役員等は、この規程による報酬は支給しない。出張による実費弁償については職員旅費規程を適用する。

(改正)

第5条 この規程の改正は、評議員会の議決を経なければならない。

附則

1 この規程は、平成29年の定時評議員会による議決により平成29年6月9日より施行する。

(別表)

報酬の支給基準

項目	報酬	対象役員
役員等で評議員会、理事会、評議員選任・解任委員会への出席	日額 5,000 円	理事長・理事 監事・評議員 各委員
法人業務のため職務執行をしたとき (指導監査の立会い・出張・研修会参加等も含む)	日額 5,000 円	理事長
	日額 5,000 円	理事 監事・評議員 各委員
監事監査	日額 5,000 円	監事

※同日に開催される評議員会及び理事会のいずれにも出席する場合、報酬の重複支給はしない。

実費弁償の支給基準

項目	研修会等 参加費	鉄道賃等	自家用車賃	宿泊料※	
				近接地	遠隔地
法人業務 のための 出張	実費を 支給	普通運賃・特急料金の 実費を支給。	燃料、有料道路通行 料、駐車料の実費を 支給。 (燃料費については 1キロ 35 円で計 算する)	無し	実費を 支給 (12,000 円までを 上限)

※近接地は片道 50 km未満、遠隔地は片道 50 km以上とする。